

当院の施設基準について

<電子的診療情報連携体制整備加算 1>

当院では、質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子カルテ情報共有サービスなどを活用して診療情報を取得・活用する体制を整備しています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・電子処方せんを発行できる体制を有しています（※整備している場合のみ）。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- ・マイナ保険証の利用について、お声掛けやポスター掲示を行っています。
- ・医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

正確な情報を取得・活用し、より質の高い医療を提供するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

<一般名処方加算>

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

<夜間・早朝等加算>

厚生労働省の定めにより、平日夕方 18:00～19:00 および土曜日 13:00～17:00 の診療については、通常の初診料・再診料に国が定めた金額が加算されます。

<外来感染対策向上加算>

当院は、都道府県知事の指定を受けた第二種協定指定医療機関です。感染対策責任者の配置や職員研修、マニュアル整備等を通じて、院内外の感染防止に努めております。月 1 回に限り、外来感染対策向上加算（6 点）および、発熱患者等対応加算（20 点）を算定いたします。

<外来・在宅ベースアップ評価料（I）>

当院は厚生労働大臣が定めた医療従事者の人材確保や賃金改善を図る体制に関し、施設基準を満たし届出しております。

ふくや皮フ科クリニック

Fukuya Skin Clinic